

平成26年(ネ)第126号 大飯原発3,4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外186名

一審被告 関西電力株式会社

控訴審第25準備書面
(島崎陳述書)

平成28年6月6日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 佐藤辰弥

同 弁護士 笠原一浩

ほか

島崎邦彦氏は、日本地球惑星科学連合学会2015年大会において、地震モーメントを活断層の情報から推定する場合、入倉・三宅(2001)の式を用いると過小評価となる可能性があることを指摘したところ(甲193)、一審被告は、一審被告準備書面(28)22頁以下において、島崎氏の上記指摘と、一審被告の断層モデルを用いた地震動の評価とが、無関係であるかのように主張している。

しかしながら、そのような一審被告の主張には理由がないことを、島崎氏自身が、御庁に宛てた陳述書(甲317)において明言している。

すなわち、この陳述書において島崎氏は、

① FO-A～FO-B～熊川断層の断層幅や断層傾斜角についての一審被

告の想定では、その「不確かさの考慮」まで踏まえても、入倉・三宅(2001)の式による地震モーメントの過小評価のおそれについての島崎氏の指摘の射程が及ぶこと

② 一審被告が言う「詳細な調査等」を実施していたとしても、入倉・三宅(2001)の式による過小評価のおそれは変わらないこと

を明確にしている。

島崎邦彦氏は、日本を代表する地震学者であるというだけでなく、平成26年9月に退任するまで、原子力規制委員会における地震関係分野担当の委員として、大飯原発をはじめとした数多くの原発の基準地震動の審査実務にたずさわった経験があり、一審被告等原子力事業者が言うところの「詳細な調査等」がどのようなものであるかを熟知している。その島崎氏が、入倉・三宅(2001)の式による地震モーメントの過小評価のおそれについての指摘の射程が、一審被告の基準地震動評価にまで及ぶことを明らかにした意義は大きい。

一審被告の基準地震動評価が不合理であることは、もはや明白である。

以 上